

設立当初の事業年度の事業報告書
2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人おおいた成年後見権利擁護支援センター

1 事業の成果

成年人後見事業

臼杵市などからの法人後見の受託はできませんでしたが、津久見市や大分市から権利擁護支援や成年後見制度について講演依頼や申立の相談等がありました。市長申立てのアドバイスのなかで、当法人が津久見市長申立案件を 1 件受任することができ、当法人の存在を少しずつ周知することにつながっていると思われま

権利擁護支援事業

バトンカフェやバトンゼミナール等の開催により、参加した地域住民が権利擁護支援の必要性や支援方法等の知識や技術に触れることができ、人としての尊厳や意思決定支援、エンパワメントを意識した支援の重要性が地域に少しずつ広まっているように思われます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千 円)
① 権利擁護 支援事業 (日常生活自立支 援事業)	バトンカフェを実施し権利 擁護についての啓発活動 を行った。 成年後見制度についてのD VD上映 ハーモニカ演奏 カレーランチ	(A)H29年4月9 日～H30年3 月11日(毎月 第2日曜日開 催) (B)臼杵商工会議 所1階ロビー (C)7名	(D)地域の子 どもや独 居・高齢 者世帯の 方々 (E)20名程度 (累計 200名程 度)	281
	バトン市民後見人養成講座 家庭裁判所から選任された ときの身上保護担当の法 人内支援員(市民後見人) の養成。	(A)H29年6月5 日～7月23日 (16日間60 時間開催) (B)市浜ふれあい センター・臼 杵公民館・臼 杵商工会議 所1階当法人 事務所 (C)2名	(D)大分県内 の地域住 民 (E)10名	317

	<p>バトンゼミナール ボランティアスタッフ専門 研修：大分県社会福祉協議会 委託事業</p>	<p>(A)H29年9月7 日～H30年2 月28日(24 日間：48時間 時間開催) (B)市浜ふれあい センター・臼 杵公民館 (C)2名</p>	<p>(D)大分県内 の地域住 民 (E)25名</p>	<p>303</p>
	<p>バトン図書館 本に貸し出し(無料)</p>	<p>(A)月曜日～金曜 日まで(9時～ 17時まで) (B)当法人事務所 (C)2名</p>	<p>(D)大分県内 の地域住 民 (E)10名程度</p>	
	<p>バトン講師派遣事業</p>	<p>(A)依頼を受けて 実施 (B)依頼場所 津久見市社協よ り依頼(津久 見市介護施 設管理者研 修) 7月21日(金) 15:30～ 16:30 「成年後見制度 及びNPO 法人おおい た成年後見 権利擁護支 援センター バトンにつ いて」 津久見市市民ふ れあい交流 センター大 会議室に於 参加者30程 臼杵市社協より 依頼 臼杵 市市民後見 人養成講座 (受講生1 5名) 8月27日(日)</p>	<p>(D)大分県内 の地域住 民 (E)累計150 名</p>	

		<p>13 : 00 ~ 14 : 30 「成年後見 制度の基本 的理解」</p> <p>14 : 10 ~ 15 : 10 「成年後見 制度の仕組 み」</p> <p>9月24日(日) 11 : 20 ~ 12 : 20 「任意後見 制度の仕組 み」</p> <p>安生寮より依頼 虐待対応研 修 参加者 30名 10月20日(金) 18時~20時</p> <p>津久見市介護支 援専門員協 会より依頼 「成年後見制 度の理解」 30名参加 平成30年2月 17日 13時 30分~15時</p> <p>津久見市役所障 がい福祉課 より依頼 ふれあい交 流センターに て 3月29日(木)14 時~15時30 分まで 「成 年後見制度 の基礎」</p>		
--	--	---	--	--

		(C) 10 名		
	バトン総合相談事業	(A) 月曜日～金曜日まで(9 時～17 時まで) (B) 当法人事務所又は訪問 (C) 2 名	(D) 大分県内の地域住民 (E) 累計 109 件	
	成年後見・労務・社会保険に関する相談(津久見市社協)	(A) 毎月第 4 水曜日開催 (B) 津久見市市民ふれあい交流センター (C) 2 名	(D) 大分県内の地域住民 (E) 累計 5 件	
② 成年後見事業	成年後見人として活動(後見の選任)	(A) 月 2 回被後見人の訪問と法人内支援員(市民後見人のバックアップ支援・被後見人の金銭管理) (B) 当事務所又は訪問 (C) 3 名	(D) 臼杵市内の老健施設 (E) 1 名(H29 年 12 月～3 月まで)	1,186

(備考)

- 1 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2 (2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。